

議案第 4 4 2 号

和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり、和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 4 0 条第 2 項及び大田市水道事業の設置等に関する条例（平成 1 7 年大田市条例第 2 1 3 号）第 6 条の規定により適用する地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 5 日提出

大田市長 楫野弘和

1 相手方 松江市在住個人

2 事故の概要

(1) 事故発生年月日 令和 7 年 5 月 2 日

(2) 事故発生場所 大田市大田町大田地内のアパート

(3) 事故の状況 閉栓作業が正しく行われなかったため、2 階空き室のトイレタンク付近から漏水が発生し、階下の一室とともにトイレ、隣接する洗面所等の床や建具等に膨張・変形等の被害が発生したものの。

3 和解の内容

(1) 大田市及び相手方は、本件に係る損害賠償の額を

4, 406, 242円とし、大田市は、これを支払う。

(2) 大田市及び相手方は、本件に関し前号以外に何ら債権債務がないことを相互に確認する。

(参考資料)

地方公営企業法（抜粋）

（地方自治法の適用除外）

第40条 略

2 地方公営企業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領、地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁並びに法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定については、条例で定めるものを除き、地方自治法第96条第1項第9号、第12号及び第13号の規定は、適用しない。

大田市水道事業の設置等に関する条例（抜粋）

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第6条 水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が300万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。

地方自治法（抜粋）

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(11) 略

- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（略）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。
- (13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
- （以下略）